平成２２年（フ）第２５１７号
福岡市博多区春町３丁目７番10―203号
債務者　浦　三枝子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８１４号
福岡県大野城市大池２丁目21番３号
債務者　鶴崎美智子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０１７号
福岡市西区下山門団地74番305号
債務者　古賀　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１５１号
福岡市西区十郎川団地３番106号
債務者　竹之内弘文
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１５２号
福岡市西区十郎川団地３番106号
債務者　竹之内洋子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２７５号
福岡市東区城浜団地34番401号
債務者　古賀　信行
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３０５号
福岡県古賀市千鳥３丁目２番14―204号
債務者　大場　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３０９号
福岡市博多区麦野４丁目38番11号
債務者　永冨なお美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７６号
宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼２丁目３番地１　レントホームＡ号棟
債務者　菅原　輝美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第６６１号
奈良県天理市豊井町103番地１　ふくや荘２号室
債務者　仲西　勝利
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１号
松江市八束町波入1937番地１、前住所松江市西川津町4081番地　クレセール102
債務者　井上美由紀
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３４号
松江市西津田６丁目10番44号　コーポ三島１号
債務者　塩川　利男
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３９号
松江市玉湯町林５番地１　小金町２班―11号
債務者　福間　孝子
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４１号
松江市西川津町1223番地７　清水アパート102号
債務者　金坂　一夫
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４９号
島根県仁多郡奥出雲町上阿井454番地６、前住所広島市安芸区船越南２丁目10番５―305号
債務者　井上美貴子
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５１号
島根県八束郡東出雲町錦新町１丁目４番７―101号、前住所松江市比津町144番地12　コーポ井上101号室
債務者　吉田　洋美
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１４３号
大阪府池田市畑５丁目２番６―306号、事業所所在地大阪市北区同心２丁目15番９号シティコートブラン102
債務者　チャイハナことバナナヤこと　掛谷アヤ子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部